

竹島小学校いじめ防止基本方針

筑西市立竹島小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

(1) 未然防止の方針

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や学級活動、学校行事の中でどの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

(2) 具体的な取組

- ① 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等で把握し、課題を見つける。
- ② 課題をもとに解決に向けた目標を設定する。
- ③ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
- ④ 実施計画に沿って、確実に実施する。
- ⑤ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、検証する。
- ⑥ 検証の結果から導かれた新たな課題に向け、対策を検討し実行する。
- ⑦ 「なかよし集会」によるいじめ防止に対する児童の意識付けを図る。
- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進を図る。（外部講師による情報モラルの指導、各家庭でのルール作り）

(3) 相談体制の整備

- ① 定期教育相談（6月・11月・2月）、保護者個別面談（7月）
- ② チャンス相談（適宜）※養護教諭、スクールカウンセラー等との連携
- ③ ケース会議（適宜）

(4) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
 - ② 道徳教育ヒント集、わたしたちの道徳、自作教材の活用
 - ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
 - ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教諭を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
 - ⑤ 具体性のある「道徳教育全体計画」と「道徳の時間の年間指導計画」の作成と改善
 - ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
 - ⑦ 無言清掃、ボランティア活動の推進
 - ⑧ 児童が主役で進める全校宿泊学習の展開
- (5) 「わかる授業づくり」を校内研修（訪問指導等）や教員評価の授業参観（年2回）で実施

5 早期発見のための取組

- (1) いじめ早期発見のための措置
 - ① 定期的なアンケート調査（月1回、各学級）
 - ② チェックリストの活用（週1回、各学級）
 - ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換（月1回）
- (2) 保護者との連携
定期的なアンケート調査や教育相談、適宜行う教育相談でいじめの実態が分かったとき、担任・生徒指導主事等が児童の保護者と連絡を取り合い、連携する。
- (3) 相談窓口の周知
各学期の初めに、関係機関から送付されている「相談機関の案内」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」、「いじめネット目安箱」等の相談窓口を保護者に周知する。
- (4) 教職員の資質向上（職員研修）
 - ① いじめ関係の「生徒指導リーフ」による研修
 - ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施（学期1回）
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
 - ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

6 関係諸機関との連携

- ・生徒指導主事を中心に、計画的かつ適宜関係機関と連絡を取り合う。
市教育委員会、市児童相談所、学校評議員、市家庭児童相談員、民生委員、主任児童委員、市要保護生徒対策地域協議会、筑西警察署生活安全課

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) いじめ防止等対策委員会
 - ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、ブロック主任、特別支援コーディネーター、豊かな心コーディネーター、養護教諭で構成する。
 - ② 本委員会は、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ③ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを抱え込まず、直ちに全て当該組織に報告、相談する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
 - ① 本協議会の構成員は、下記の通りである。
学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任、特別支援コーディネーター、豊かな心コーディネーター、養護教諭）、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員、主任児童委員で構成する。

- ② 本協議会は、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- ・いじめの事実を確認・把握する。
- ・いじめ防止等対策委員会を開催する。
- ・加害児童への指導、被害児童への支援と学級等の集団への指導を実施する。
- ・加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- ・市教育委員会へ報告する。
- ・いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- ・加害児童への再発防止指導を実施する。
- ・再発防止に向けた指導体制を強化し、見守り体制を充実する。
- ・いじめ解消の判断にあたっては、いじめが認知された時点から、行為が少なくとも3か月止んでいること、さらに被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることの2点を基準とする。

9 重大事態への対処

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握すること。)

○ 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については、速やかに「いじめの重大事態対応マニュアル 平成31年1月茨城県教育委員会」に則り、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 教育委員会に報告後、教育委員会からの指導を受け、適切に対処する。
- ③ 関係機関と連携し、改善が図られるようにする。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

平成26年7月16日 策定
令和3年3月23日 改訂
令和4年1月31日 改訂